

○文部科学省告示第百九十九号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第三条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

文部科学大臣 末松 信介

義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示
第一条 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十九年文部科学省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前								
<p>第2章 教科共通の条件</p> <p>2 選択・扱い及び構成・排列</p> <p>(10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。また、<u>児童又は生徒がそれらの教材、写真、挿絵などの読み取りや活用を的確に行うことができるよう適切な配慮がされていること。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="183 611 1068 1179"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 611 293 687">区分</th> <th data-bbox="293 611 1068 687">表記の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 687 293 1179">用語・記号等</td> <td data-bbox="293 687 1068 1179"> (1) [略] (2) [略] (3) (1) 及び (2) 以外の用語及び記号で日本産業規格 (J I S)、日本農林規格 (J A S) 又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては<u>これらによることとし、教科に関連する学術用語集に示す用語及び記号のうち学術上一般的に使用されているものについてはこれによること。</u>ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	表記の基準	用語・記号等	(1) [略] (2) [略] (3) (1) 及び (2) 以外の用語及び記号で日本産業規格 (J I S)、日本農林規格 (J A S) 又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては <u>これらによることとし、教科に関連する学術用語集に示す用語及び記号のうち学術上一般的に使用されているものについてはこれによること。</u> ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。	<p>第2章 教科共通の条件</p> <p>2 選択・扱い及び構成・排列</p> <p>(10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されている<u>こと。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1160 611 2056 1179"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 611 1270 687">区分</th> <th data-bbox="1270 611 2056 687">表記の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 687 1270 1179">用語・記号等</td> <td data-bbox="1270 687 2056 1179"> (1) [同左] (2) [同左] (3) (1) 及び (2) 以外の用語及び記号で教科に対応した学術用語集、日本産業規格 (J I S)、日本農林規格 (J A S) 又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、<u>これらによること。</u>ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	表記の基準	用語・記号等	(1) [同左] (2) [同左] (3) (1) 及び (2) 以外の用語及び記号で教科に対応した学術用語集、日本産業規格 (J I S)、日本農林規格 (J A S) 又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、 <u>これらによること。</u> ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。
区分	表記の基準								
用語・記号等	(1) [略] (2) [略] (3) (1) 及び (2) 以外の用語及び記号で日本産業規格 (J I S)、日本農林規格 (J A S) 又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては <u>これらによることとし、教科に関連する学術用語集に示す用語及び記号のうち学術上一般的に使用されているものについてはこれによること。</u> ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。								
区分	表記の基準								
用語・記号等	(1) [同左] (2) [同左] (3) (1) 及び (2) 以外の用語及び記号で教科に対応した学術用語集、日本産業規格 (J I S)、日本農林規格 (J A S) 又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、 <u>これらによること。</u> ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。								
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>									

第二条 高等学校教科用図書検定基準（平成三十年文部科学省告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第2章 各教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

(10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。また、生徒がそれらの教材、写真、挿絵などの読み取りや活用を的確に行うことができるよう適切な配慮がされていること。

別表

区分	表記の基準
用語・記号	(1) [略] (2) [略] (3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で日本産業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては <u>これらによることとし、各教科に関連する学術用語集に示す用語及び記号のうち学術上一般的に使用されているものについてはこれによること。</u> ただし、生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。

改正前

第2章 各教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

(10) 引用、掲載された教材、写真、挿絵などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

別表

区分	表記の基準
用語・記号	(1) [同左] (2) [同左] (3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で各教科に対応した学術用語集、日本産業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、 <u>これらによること。</u> ただし、生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和六年度以降の使用に係る教科用図書の新定から適用する。